

2月16日(月)
3月16日(月)

個人市・府民税の申告

問 市民税課 ☎ 841-1353
FAX 841-3039

期間中に税の申告を

所得税の確定申告

問 枚方税務署 ☎ 844-9521

◆申告が必要な人

令和8年1月1日現在、市内に住所があり(1)給与所得について勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない人(2)給与所得者で給与以外の所得がある人(3)商・農・工・医業や生命保険外交等の事業を営んでいる人(4)不動産所得や譲渡所得がある人(5)年金受給者(9ページ下表参照)。

◆申告が不要な人

(1)所得税の確定申告をする人(2)収入が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている人(3)年金受給者(9ページ下表参照)。

◆特定配当等および

特定株式等譲渡所得金額の課税

※前年に無収入の人や非課税所得(雇用保険や障害・遺族年金など)のみの人も、市の福祉・医療・介護保険制度の保険料算定のほか、保育所サービスや給付措置などで課税状況を使用する場合があります。

(下記コード) 参照。



◆申告が不要な人

(1)所得税の確定申告をする人(2)収入

が給与所得のみで、勤務先から給与支

払報告書が市役所に提出されている人

(3)年金受給者(9ページ下表参照)。

市・府民税申告書を送付していないので必要な場合は市民税課へ連絡を。

◆昨年内に転入・確定申告した人へ

細書・収支帳簿類など) (3)昨年中に支払った各種領収書または証明書など(医療費控除の明細書・社会保険料・生命保険料・地震保険料・国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料など)。
※医療費の領収書は提出不要ですが医療費控除の明細書の添付が必要。

◆パソコン・スマホから

申告書の作成・提出を

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー(左記コード)」から申告書を作成し、e-Taxで送信することができます。24時間いつでも自宅などから申告できます。マイナンバーカードとマイナポータルを連携することで、控除証明書などのデータが自動入力できるため、ぜひご利用を。



◆キャッシュレス納付のご利用を

確定申告の納付には、振替納税、ク

レジットカード納付、ダイレクト納付など金融機関や税務署に行く必要がないキャッシュレス納付が便利です。詳細は国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」(下記コード) 参照。

所得税を会場で申告する人へ

申告会場の入場は来署予定期日の14日～2日前に国税庁公式LINEアカウント(右記コード)からの予約が必要です。予約がない場合は原則当日入場不可。



期間：2月16日(月)～3月16日(月)

平日午前9時～午後5時

※相談受け付けは4時まで(混雑状況により早めに終了する場合あり)。

場所：枚方税務署(大垣内町2-9-9)

※原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成してもらいますので、マイナポータルアプリをダウンロードし、マイナンバーカードのほか、カード取得時に設定した2種類の暗証番号(4桁の数字、6～16桁の英数字)を持参してください。

受取日付印の押なつを廃止

申告書などの控えに受取日付印の押なつを行いません。確定申告書などを書面で提出(郵送)する際は、申告書などの正本(提出用)のみを提出してください。



市ホームページで申告書を作成し 郵送での提出にご協力を

市ホームページの「市・府民税申告書作成コーナー」で案内に従い、収入金額などを入力すると申告書を作成できます。印刷して必要書類とともに郵送で〒573-8666市市民税課へ。

◆郵送の注意点 申告書は同封の返信用封筒で郵送を。各種領収書や証明書を同封の上、必ず電話番号を記入し、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類の写しを添付してください。証明書類の添付や記入内容に不備がある場合は所得控除などが適用できないためご注意を。受付書や領収書などの返送を希望する場合は、必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

令和8年度申告分からeLTAXでの 電子申告開始

マイナポータルからリンクしたeLTAX（個人住民税電子申告システム）で、スマートフォンやパソコンから申告できます。詳細はeLTAXホームページ（右記コード）参照。

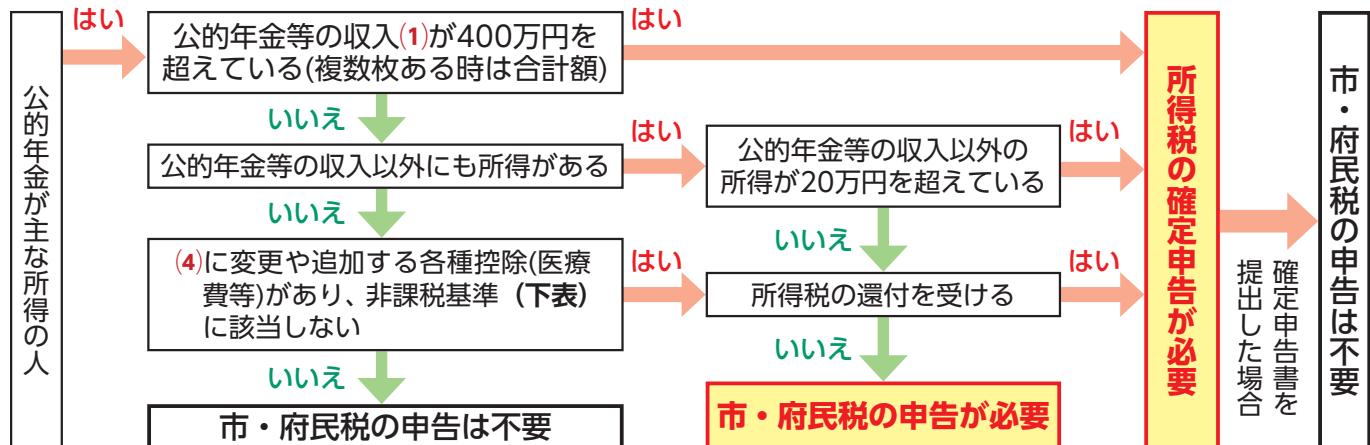


公的年金受給者で確定申告が不要でも市・府民税の申告が必要な場合があります

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住居または 居所 (フリガナ)			生年月日	年金の種別
	氏名	区分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
所得税法第203条の第1号・第4号適用分			円	円	
所得税法第203条の第2号・第5号適用分		(1)	円	円	
所得税法第203条の第3号・第6号適用分			円	円	
所得税法第203条の第7号適用分			円	円	
本人	源泉控除対象 配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数 特定 老人 その他	16歳未満の 扶養親族の数	障害者の数 特別 その他	非居住者 である 親族の数 社会保険料の額
特別 障害者 (2)	ひとり親 寡婦 一般	人 (3) 人	人	人 () 人 (4) 人	人 円

- (1)公的年金等の支払金額
- (2)本人の障害者控除およびひとり親控除・寡婦控除の有無
- (3)配偶者控除の有無および扶養親族の人数
- (4)人的控除の有無および社会保険料の金額



●市・府民税非課税基準(公的年金収入のみの場合)

公的年金等の源泉徴収票に記載されている内容	(3)が0人	(3)が1人	本人が(2)に該当
65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)で公的年金収入(1)	155万円以下	211万円以下	245万円以下
65歳未満(昭和36年1月2日以降生まれ)で公的年金収入(1)	105万円以下	171万3334円以下	216万6667円以下